

# SOFTIC

## NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

### 目 次

1. 新年のご挨拶 理事長 安西邦夫 ..... 1	3. 第13回SOFTIC国際シンポジウム開催報告 ..... 4
2. SOFTIC年頭所感 ・経済産業省商務情報政策局 情報処理振興課 課長 鍛冶克彦 ..... 2 ・文化庁長官官房著作権課 課長 甲野正道 ..... 2 ・特許庁調整課 審査推進室 室長 加藤隆夫 ..... 3	4. 「ソフトウェア知的財産権入門講座 Bコース」 のご案内 ..... 5 5. プログラム著作物登録の申請状況 ..... 6 6. プログラム著作物の登録制度のご案内 ..... 7 7. 半導体回路配置利用権の設定登録等の 申請件数推移(年度別) ..... 8 8. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内 ..... 8 9. 新入会員の紹介 ..... 9

## 1. 新年のご挨拶



ソフトウェア情報センター  
理事長 安西 邦夫

新年明けましておめでとうございます。

当財団は、高度情報社会が進展する中で、ソフトウェアの知的財産権の活用についての調査研究、各種情報の発信等を実施しております。

近年は高度情報化の進展に伴い、電子商取引や新たなデジタルサービス及びソフトウェア開発等の事業展開に係る我が国の産業基盤を安定させ発展させていかねばなりません。そのためには、ソフトウェア製品の開発、流通及び利用の着実な推進を図ると共に、企業における知的財産の戦略的活用が重視される中で、従来のソフトウェア権利保護に加えてこれまでの法制度や保護の枠組みを越えた新たな環境整備が求められております。

当財団では、このような動向に対応して、インターネットをはじめ最新のITを利用した新たな情報処理

環境やビジネス環境に対応したソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に係る法的課題やソフトウェア等情報財及び今後多様化する情報サービスの取引に係る契約問題等について法的検討を実施することといたします。それによって、従来にも増してソフトウェア等情報財の法的保護問題（著作権、産業財産権、契約等）についての調査研究を深めますとともに、流通・利用促進に関わる情報発信基地としての役割を果たす所存でございます。

また、特許庁コンピュータソフトウェアデータベースのための電子化情報作成事業、プログラム著作物の登録事務及び半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等の事務を着実に実施いたします。

昨年11月には第13回SOFTIC国際シンポジウムを開催し、「インターネット社会における情報の利用と保護」をテーマに、内外の有識者、専門家による発表や情報交換が活発に行われたところでございます。

私ども財団としては昨今の厳しい環境の中で経営努力をしつつ、積極的に対応してまいり所存でございます。本年も皆様方からの格別のご支援ご協力をお願い申し上げます。

## 2. SOFTIC年頭所感



経済産業省商務情報政策局  
情報処理振興課

課長 鍛冶 克彦

平成18年の新春を迎え、謹んでお慶びの言葉を申し上げます。

貴センターにおかれましては、ソフトウェアを巡る法的課題に関する幅広い調査研究事業、ソフトウェア・エスクロウ・エージェント業務の実施と制度の普及をはじめとしたソフトウェアプロダクトの流通促進事業などに尽力されており、貴センターの当該分野における専門的な知見の蓄積や国内外のネットワークに関する評価は極めて高いものがあります。この場を借りてこれまでの関係各位のご尽力に御礼申し上げます。

ソフトウェアは個人生活の隅々にまで浸透し、あらゆる産業の付加価値の源泉となっております。経済産業省としては、我が国の生活・産業の基礎を支える情報サービス産業の発展に向けた様々な施策を実施してまいります。

まず、平成15年度に創設されたIT投資促進税制を刷新し、新たに4月から、情報セキュリティを確保しつつ、国際競争力を強化するため「産業競争力のための情報基盤強化税制」がスタートします。

次に、ユーザの選択肢の確保、我が国IT企業の自立性の確保等の観点からオープンソースソフトウェ

ア(OSS)の普及を図るため、オープンソースソフトウェアセンターが本年1月に設置されました。当センターはOSSに係る信頼性の高い各種情報を発信し、OSSに関する幅広い情報集約の場として我が国のOSS活用・普及に関する中核となる活動を行ってまいります。

更に、高品質なソフトウェアの効率的な開発手法を構築するため、産学の実践的な連携拠点であるソフトウェアエンジニアリングセンター(SEC)が一昨年(2016年)の10月に設立され、およそ一年が経ちました。本年はこの一年間の事業を踏まえつつ、大規模化、複雑化が進むソフトウェアの生産性・信頼性向上に向けて、さらなるソフトウェアエンジニアリングの強化に取り組んでまいります。

また、一昨年・昨年と、IT技術者、組込み技術者個人のスキルを体系化した、ITスキル標準、組込スキル標準をそれぞれ策定いたしました。本年はこれらの普及・改定に努めていくとともに、ユーザ版のスキル標準の策定にも取り組んでおり、企業の効果的な人材育成に資するものとなるよう努力してまいります。

以上のような点を踏まえ、産業構造審議会情報サービス・ソフトウェア小委員会を開催し、今後取り組むべき政策の大方針について検討を進めているところでございます。

平成18年が、貴センター並びに賛助会員の皆様にとってよりよい年となることを祈念し、ご挨拶とさせていただきます。



文化庁長官官房著作権課

課長 甲野 正道

新年、明けましておめでとうございます。

財団法人ソフトウェア情報センターにおかれましては、日頃から、ソフトウェアに関する普及啓発、調査研究及び情報提供等を幅広く実施され、また、プログラムの著作物の登録については、文化庁の指定登録機関として法令に基づき適切に事務を遂行していただいております。貴センターのこれらの活動に心から感謝を申し上げます。

昨今、我が国の知的財産をめぐる動きには、めま

ぐるしいものがあります。著作権をはじめとする知的財産を適切に保護・活用し、我が国の国際競争力を強化するとともに、創作者のインセンティブを高める施策の充実が求められているところであります。

文化庁としては、このような社会の変化に的確に対応するため、本年は以下の施策を展開していくこととしております。

まず、著作権法制度の整備についてですが、昨年は文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、「著作権法に関する今後の検討事項」(平成17年1月文化審議会著作権分科会)として取りまとめられた検討課題のうち、「権利制限の見直し」及び「私的録音録画補償金の見直し」を取り上げ、検討を行いました。また、あわせて、同小委員会のもとに「デジタル対応」、「契約・利用」、「司法救済」の各ワーキ

ングチームを設置し、検討を進めるとともに、「裁定制度の在り方」に関しても検討を行いました。本年は、引き続き、まだ取り上げられていない「検討課題」についても具体的な検討を進めていきたいと考えております。

次に、円滑な流通の促進に関する施策については、外部の制作資金の導入による映画等の映像コンテンツの制作を促進するための調査研究を行い、その研究成果を紹介する「コンテンツ流通促進シンポジウム」を開催しておりますが、本年も、著作物等の流通促進に関する新たな諸課題の解決に向けた調査研究等に取組んでいくとともに、事業の成果を広く提供していくこととしています。

また、著作権に関する普及啓発については、講習会の実施の際にエル・ネットを利用し、より多くの

方々にご参加いただけるよう配慮するとともに、著作権学習教材の開発・改訂を引き続き行うなど、より一層の充実に取り組んでいきたいと考えております。最後に、国際分野では、現在W I P Oにおいて放送条約の議論が行われていますが、文化庁としては、本年も早期締結に向けて引き続き努力するとともに、アジアにおける海賊版対策について積極的に取り組んでいくこととしております。

貴センターにおかれても、このような時代の流れを踏まえ、引き続き事業の充実に努められることを御期待申し上げます。

最後に、貴センター並びに賛助会員の皆様の益々の御発展をお祈りいたしまして、新年のご挨拶いたします。



特許庁調整課審査推進室

室長 加藤 隆夫

新年明けましておめでとうございます。

昨年12月22日、特許審査の迅速化に向け、特許庁を中心に経済産業省全体を挙げての総合対策を実施することを目的として、経済産業大臣を本部長とする特許審査迅速化・効率化推進本部が設置されました。

迅速かつ的確な特許審査を行うためには、質の高い従来技術調査が不可欠であり、そのためには、技術文献の蓄積の充実と、必要な情報にすばやくアクセスできるための精度の高い検索キーの作成が欠かせません。

さて、ビジネス関連発明・ソフトウェア関連発明の分野の特許出願に目を移すと、出願件数は2000年にピークを迎えたものの、その後も審査請求件数は依然として高水準で推移しています。

ビジネス関連・ソフトウェア関連の分野においては、特許公開公報などの特許文献に加えて、マニュアル、単行本、雑誌、学会論文誌、企業技報などの非特許文献に有用な技術情報が記載されていること

が少なくありません。したがって、このような分野においては、非特許文献に開示された技術情報を解析・蓄積したC S D B（コンピュータ・ソフトウェア・データベース）は、非常に重要な検索ツールとなっています。

このように、C S D Bの重要性がますます高まる中、財団法人ソフトウェア情報センターにおかれましては、非特許文献の幅広い収集に加え、収集した文献について、検索キーとしてのコンピュータ・ソフトウェア・ターム（C S ターム）解析、フリーワード付与、抄録作成など、いわばビジネス・ソフトウェア関連発明の審査基盤の中核とも言えるC S D B構築にご協力をいただいております。

現在、C S D Bの書誌情報につきましては、特許電子図書館（I P D L）及び整理標準化データとして提供しており、一次文献につきましても、著作権者の利用許諾が得られたものから順次公開・提供をしております。

この場を借りて、関係各位のご尽力に改めて御礼申し上げますとともに、引き続き、質の高いデータベースの構築にご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、財団法人ソフトウェア情報センターの益々のご発展と、皆様方のご健勝を祈念いたしまして、新年のお祝いの言葉とさせていただきます。

### 3. 第13回SOFTIC国際シンポジウム開催報告

平成17年11月19日、東京プリンスホテルにおいて「インターネット社会における情報の利用と保護」をテーマとして国際シンポジウムを開催した。当日は、パネリストを含め250名の参加を得た。概要は以下のとおりである。

#### (1)プログラムとパネリスト

##### A. インターネット環境における著作権侵害とその間接的関与者の責任（いわゆる間接侵害責任）

- 1 日米欧における最近の動向報告
- 2 ISP、P2Pソフト提供者等の責任の在り方
  - モデレーター：梶山敬士（弁護士）
  - パネリスト：P. B. Hugenholtz  
（アムステルダム大学教授）  
J. H. Reichman  
（デューク大学教授）  
P. Samuelson  
（カリフォルニア大学教授）  
上野達弘（立教大学助教授）  
岡 邦俊（弁護士）  
設楽隆一（東京地裁判事）  
島並 良（神戸大学助教授）  
田中 豊（弁護士）

##### B. ソフトウェアの特許保護と利用

- 1 日米欧におけるソフトウェア関連特許保護の動向報告
- 2 ソフトウェア特許に対する考え方（マイクロソフト/IBM）
- 3 ディスカッション
  - ・ソフトウェア特許の問題点の三極比較 特許性、保護範囲、制度的課題 等
  - ・ソフトウェア特許とオープンソースソフトウェア
  - モデレーター：水谷直樹（弁護士）
  - パネリスト：D. J. Kappos（米国IBM）  
T. Karamanli（欧州特許庁）  
H. C. Wegner（弁護士）  
平野高志（マイクロソフト株）  
美勢克彦（弁護士）

#### (2)主な内容

午前中、著作権侵害の間接的関与者の責任問題について、米・欧・日における主な判例等の動向について報告された後、ISP、P2Pソフト提供者等の責任の在り方について検討された。

注目されたグロックスター事件最高裁判決は、ソニー事件最高裁判決で示された一定の非侵害使用が



可能な技術については侵害責任から免責されるとの判断基準が必ずしも変更されるものではないこと、いわゆる著作権の間接侵害規定の導入には、技術の発展との兼ね合いを慎重に検討すべきであること等々の見解が米国パネリストから述べられた。

欧州については、欧州でP2P提供者の責任について最初に判断されたオランダのケースで、ソニー判決の基準の準用により責任なしとしたカザー事件控訴審判決、仲介型P2P提供者が刑事責任を負うとしたノルウェーのケース、P2Pネットワーク運営のISPが責任を負うとしたベルギーとオランダの2判決が紹介され、間接侵害を問う責任制度には柔軟性を持たせておくべきで、その成文化には慎重を期すべき等の意見が述べられた。

わが国からは、わが国の関連する判例を侵害主体との関係から差止請求を認めたケース、損害賠償のみを認めたケース及び何れも認めなかったケースとに整理し、例えば差止を認める場合に、利用者自身の主体的判断の余地が残されているか否かで分けるのが有効策としてあり得るのではないかとの見解、十数年前導入のカラオケ法理の再検討の必要性、選撮見録事件、ファービー事件等を参考にして著作権侵害と刑事罰との関係についての検討、日本法下で





の検討として二次的責任の範囲をあまりに広く認めることは社会的損失も伴うので、そこに適正な限界を設けるとともに著作権の実効的保障を確保するためにこれに代わる方策の工夫が必要であること、特に両用技術についての検討が重要であること等々の報告と検討がなされた。

午後の特許セッションでは、ソフトウェア関連技術の特許保護について各国の動向報告と、主要IT企業2社のソフトウェア特許の考え方について紹介され、ソフトウェア特許の出願において、往々にして広くなり過ぎる機能的クレームに対する実務的対応、ソフトウェア特許の権利行使とオープンソースソフトウェアの問題等について検討された。

主には、米国においては、ビジネス方法の特許性

について2006年に最高裁で再度判断がなされるであろうこと、米国特許法の域外適用の問題が話題となっている等が報告された。欧州については、議論を呼んだコンピューター関連発明(CII)指令案検討の経緯と結果、従来の実務に変更はないこと及び米国の審査実務との相違点等が紹介された。わが国については、ソフトウェアの特許保護の実態と共に、複数主体によるネットワーク上での実施の問題、今後の課題として進歩性の適切な認定のために公知資料の充実が重要であること、オープンソースソフトウェア、技術標準と権利行使の問題などの制度的課題について報告された。

オープンソースソフトウェアについては、知的財産権制度の枠の中で商用ソフトウェアとの共存を模索して行くべき、オープンソースソフトウェアを特別扱いする必要はないが、特許権の行使にはインターオペラビリティを考慮することが技術革新の促進にとって重要、技術標準の問題をインターオペラビリティの問題として括ってしまうことには疑問がある、等々の見解が述べられた。

当日配布の各パネリストの論文をまとめた会議資料に若干の余部があります。購入(5,250円)ご希望の方は事務局までご連絡下さい。

#### 4. 「ソフトウェアの知的財産権入門講座 Bコース」のご案内

2006年1月18日より標記講座を開講しております。引き続きお申し込みを受け付けております。奮ってご応募ください。ご不明な点につきましては、下記担当者までお気軽にお問合せください。

##### カリキュラム

Bコース	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
第1回	1月18日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例	梶山敬士
第2回	1月25日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル	吉田正夫
第3回	2月8日(水)	ソフトウェア特許の侵害論	水谷直樹
第4回	2月22日(水)	不正競争防止法の概説	小川憲久
第5回	3月8日(水)	知的財産権と独占禁止法	大澤恒夫
第6回	3月23日(木)	デジタル・コンテンツの権利処理	龍村全

ご参考(2005年終了)

Aコース	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
第1回	6月22日(水)	知的財産権法の概論	美勢克彦
第2回	7月1日(金)	日本著作権法の概論	泉克幸
第3回	7月6日(水)	ソフトウェア契約(1)	宮下佳之
第4回	7月20日(水)	ソフトウェア契約(2)	大谷和子
第5回	9月7日(水)	ソフトウェア特許の概説	三品岩男
第6回	9月22日(木)	特許の出願実務	土井健二
第7回	10月5日(水)	ソフトウェア等の保護の国際動向	亀井正博

会 場 紀尾井町剛堂会館ノ虎ノ門オカモトヤ 会議室  
 時 間 午後1時半～4時半(休憩・質疑応答含む)  
 料 金 賛助会員 6万円 一般 10万円

〔なお本講座は第二東京弁護士会継続研修として認定を受けており、受講すると外部研修として2単位が認められます。〕

問合せ先 入門講座担当 E-mail : nyumon@softic.or.jp

## 5. プログラム著作物登録の申請状況

### 1. 登録の種類別申請件数

平成17年12月31日現在

登録の種類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	<sup>(*)</sup> H17	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	270	213	254	8,120
第一発行年月日の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	5	3	2	1	0	164
第一公表年月日の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	2	7
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	177	114	105	1,407
著作権譲渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	67	80	56	44	903
(根拠権の設定・抹消・変更)	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	38	36	38	31	300
信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	29	61	18	23	183
嘱託(譲渡・差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	2	0	1	5	18
合計 <sup>(*)</sup>	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	450	330	361	9,716

### 2. プログラム分類別申請件数

分類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	<sup>(*)</sup> H17	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	36	31	25	1,668
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	118	65	65	2,719
特定用途アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	164	160	188	4,428
合計 <sup>(*)</sup>	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	318	256	278	8,815

(\*) 平成17年度は、4月～12月の件数です。

(\*) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算しているため、登録の種類別申請件数の合計とプログラム分類別申請件数の合計は異なります。

## 6. プログラム著作物の登録制度のご案内

コンピュータ・プログラムは、プログラム著作物として「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき登録することができます。

(財)ソフトウェア情報センターは、昭和62年に文化庁より登録機関として指定され、プログラム著作物の登録を実施しています。

法律に基づき、プログラム著作物の登録を行っている機関は他にはございません。  
民間企業等が行っている登録とはまったく関係ございませんのでご注意ください。

登録の種類及び効果は次のとおりです。

### (1)創作年月日の登録（法第76条の2）

- ・プログラム著作物の創作年月日（プログラムが完成した日）を登録するものです。
- ・公表、未公表にかかわらず登録できます。ただし、この登録を受けるためには、創作後6ヶ月以内に申請しなければなりません。
- ・著作者のみ申請することができます。

効果：登録した年月日に創作があったものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

### (2)第一発行年月日の登録 又は 第一公表年月日の登録（法第76条）

- ・発行（公表）された著作物について、その第一発行（公表）年月日を登録するものです。
- ・古いプログラムでも販売や、公衆送信（あるいは送信可能化）されていれば登録できます。
- ・著作権者又は無名、変名（ペンネーム等）で公表された著作物の発行者が申請できます。

効果：登録した年月日に第一発行（公表）されたものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

### (3)著作権の登録（法第77条）

- ・著作権に関する権利の変動を登録するものです。
- ・著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできません。
- ・登録権利者及び登録義務者が共同で申請します。ただし、登録義務者の承諾書が添付されているときは、登録権利者だけで単独申請できます。

効果：譲渡契約により著作権の移転があった場合や著作権を目的とする質権設定契約が行われた場合に、登録をすることによって第三者対抗要件が得られます。また、登録することによりプログラム著作物を担保として融資が受けやすくなります。

### (4)実名の登録（法第75条）

- ・無名または変名で公表された著作物について、その著作者の実名を登録します。
- ・現にその著作権を有するかどうかに関らず実名の登録を受けることができます。
- ・著作者又は著作者の遺言により指定された者が申請できます。

効果：実名が登録された者はその著作物の著作者と推定されます。著作者が個人の場合は、登録をすることによって、保護期間が死後50年に延長されます。

登録申請時に必要なものは次のものです。

1. 申請書
2. 著作物の明細書
3. プログラム著作物の複製物（マイクロフィッシュ）
4. 登録手数料47,100円（振込）注
5. 登録免許税（収入印紙）
6. 代表者資格証明書（法人の場合）

注：登録手数料は、平成17年6月1日より改正されておりますので、振込金額に間違いのないよう  
お願い致します。

詳しくお知りになりたい方は『プログラム登録の手引き』（1冊1,500円）を販売しておりますので、著作権登録部までご注文下さい。ホームページにも掲載しております。<http://www.softic.or.jp/>

プログラム著作物の登録に関するお問い合わせやご質問は、著作権登録部までお願いいたします。

TEL：03 - 3437 - 3071 FAX：03 - 3437 - 3398 E-mail：touroku@softic.or.jp

## 7. 半導体回路配置利用権の設定登録等の申請件数推移（年度別）

平成17年12月31日 現在

年度	(*1) S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	(*2) H17	累計
申請	127	832	592	804	873	719	652	510	510	548	373	481	432	300	294	341	204	121	123	89	53	8978
却下	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
取下	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
移転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	30	0	7	1	0	0	258	0	1	0	0	315
閲覧	7	34	75	7	84	40	26	26	40	12	29	24	21	0	1	18	0	0	2	0	21	467
謄写	5	5	2	2	13	2	5	7	22	0	4	3	4	3	1	1	0	0	0	11	4	94

（\*1）S60年度の件数はS61年1月～3月までの3ヶ月間の件数。（登録制度の開始はS61年1月。）

（\*2）H17年度の件数はH17年4月1日～12月31日までの件数。

## 8. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内

財団法人ソフトウェア情報センターは、「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき経済産業大臣より「機関登録」を受け、半導体集積回路の回路配置利用権の登録業務を実施しております。

### 【登録制度の概要】

#### 回路配置利用権登録制度の目的

回路配置利用権登録制度は、回路配置（回路素子及び導線の配置）の創作者の権利を回路配置利用権として保護することにより、回路配置の模倣を防止し、回路配置の取引の安定化・円滑化を図り、半導体集積回路の開発を促進して、産業経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

#### 権利対象は回路配置

独自に創作された半導体集積回路の回路配置です。

#### 登録が権利発生要件、権利存続期間は10年

回路配置利用権は設定登録をすることにより取得することができます。その権利は10年間存続します。

#### 権利内容は回路配置を利用する権利

回路配置利用権者は、設定登録を受けている回路配置を業として利用する権利を専有します。

- 利用とは：
- 1 その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為
  - 2 製造した半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、又は輸入する行為

#### 回路配置利用権の設定登録

回路配置の創作をした者又はその承継人は、回路配

置利用権の設定登録を受けることができます。

#### 専用利用権の設定

回路配置利用権者は、専用利用権を設定することができます。専用利用権者は定めた範囲内において業としてその登録回路配置を利用する権利を専有します。

#### 通常利用権の許諾

回路配置利用権者は、他人に通常利用権を許諾することができます。通常利用権者は、定めた範囲内において業としてその登録回路配置を利用する権利を有します。

#### 職務上の回路配置の創作者は法人

#### 回路配置利用権の効力は次のものには及ばない

- 1 他人が創作した回路配置の利用
- 2 解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為
- 3 正当な権利者が譲渡した半導体集積回路を譲渡等する行為

#### 権利侵害に対しては差止請求権・損害賠償請求権あり

回路配置利用権者又は専用利用権者は、権利侵害者に対して損害賠償請求や差止請求をすることができます。善意者に対しては特例があります。

### 【設定登録申請時に必要なもの】

1. 設定登録申請書
2. 説明書...申請者が創作者等であることの説明書
3. 図面等...20倍以上、鮮明に記載、概ねA4版に調整してください。
4. 半導体集積回路...4個



5. 委任状...代理人を立てた場合に添付してください。
  6. 登録手数料納付書...74,900円(専用の振込用紙があります。)
- \*登録免許税... 18,000円(収入印紙を申請書に貼付してください。)

1、2、5、6はホームページよりダウンロードできます。

登録においては書式審査を行います。特許法にあるような実質審査は行いません。

専用の振込用紙はご連絡いただければお送り致します。

#### 【設定登録の効果】

1. 設定登録をすることにより回路配置利用権を取得できます。
2. 設定登録をすることにより回路配置を業として利用する権利を専有します。
3. 回路配置利用権者は専用利用権を設定することができます。
4. 回路配置利用権者は他人に通常利用権を許諾することができます。
5. 権利侵害者に対して損害賠償請求や差止請求をすることができます。

\*設定登録後の移転、処分の制限、質権設定等は登録することにより第三者に対抗することができます。

#### 【その他の業務・サービス】

- 1 設定登録の公示(ホームページにて公示)
- 2 登録事項記載書類(登録原簿の謄本)の交付
- 3 申請書類及び登録原簿等の閲覧・謄写

2、3の請求書はホームページよりダウンロードできます。昭和61年1月～平成16年8月まで財団法人工業所有権協力センター(IPPCC)回路配置利用権登録センターが行ってきた登録業務に伴う登録データ(累積約8,900件)については、すべてSOFTICが継承しています。

回路配置利用権の設定登録等の申請手続きや統計資料等について詳しくお知りになりたい方はホームページをご覧ください。

URL : <http://www.softic.or.jp/>

お問い合わせ・ご質問は下記の半導体回路登録部までお願いいたします。

E-mail : [ic@softic.or.jp](mailto:ic@softic.or.jp)

TEL : 03 - 3437 - 3071

FAX : 03 - 3437 - 3398

## 9. 新入会員の紹介

有限責任中間法人 IT記者会AFITS

住所 : 〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門1 - 12 - 12 高宮ビル5F

TEL 03-3519-6030

入会年月日 : 平成17年10月3日

## SOFITIC 賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

**資料請求は事務局まで**

---

**SOFITIC NEWS** 2006年1月 (No.45)

発 行 財団法人ソフトウェア情報センター

SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFITIC)

発 行 人 山地 克郎

問い合わせ先 事務局 山地・島崎

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル

TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398

Web Site : <http://www.softic.or.jp/> E-mail : [staff@softic.or.jp](mailto:staff@softic.or.jp)

---